

# 情報通信審議会 電気通信事業部会（第88回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成20年2月28日（木）14時00分～15時20分  
於、総務省第1特別会議室

## 第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、高橋 伸子、東海 幹夫、辻 正次、長田 三紀、  
安田 雄典

（以上6名）

## 第3 出席関係職員

### (1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、  
谷脇 康彦（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、  
村松 茂（料金サービス課企画官）

### (2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

## 第4 議題

### (1) 答申事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【平成19年12月18日付け諮問第1197号】
- イ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）について【平成20年1月15日付け諮問第1201号】
- ウ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加）について【平成20年1月15日付け諮問第1202号】

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定）について【諮問第1205号】

(3) 報告事項

競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）について

## 開 会

○根岸部会長　それでは、時間が参りましたので、情報通信審議会電気通信事業部会第88回会議を開催いたします。

本日は、委員7名中6名がご出席でありますので、定足数を満たしております。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は答申案件が3件、諮問案件が1件、報告案件が1件ということであります。

## 議 題

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【平成19年12月18日付け諮問第1197号】

○根岸部会長　それでは、初めに諮問第1197号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」について審議したいと思います。

本省令案につきましては、この部会への諮問を要する事項と要しない、両方の事項が含まれておりましたので、総務省が本省令案全体について意見招請するという事でこの部会で決定いたしまして、昨年12月18日から本年1月17日までの間、意見募集が行われました。また、接続ルールに関する事項につきましては、本年1月25日から2月8日までの間、再意見募集が行われました。

提出された意見につきまして諮問された事項のうち、接続ルールに関する部分につきましては接続委員会で、ユニバーサルサービス制度に関する部分につきましてはユニバーサルサービス委員会で、それぞれ検討をお願いいたしました。

それでは、両委員会での検討の結果のご報告を東海委員よりお願いいたします。

○東海委員　それでは、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、接続委員会とユニバーサルサービス委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。と思っています。

まず、接続委員会における調査審議の結果でございますが、接続ルールに関する部分につきましては、意見募集に際して1社からの意見が寄せられ、また、再意見募集に際

しては2社から再意見が寄せられました。接続委員会で検討いたしました結果、今回の省令改正案は妥当と判断いたしまして、諮問のとおり改正することが妥当と結論づけたところでございます。

また、ユニバーサルサービス委員会でございますが、実は私は委員ではございませんけれども、主査の黒川委員が今日お見えでございませぬので、結論だけお話し申し上げたいと思いますが、ユニバーサルサービス委員会ではユニバーサルサービス制度に関する部分についての意見募集、1社から寄せられたものにつきまして検討を行いました。この結果、ユニバーサルサービス委員会といたしましては、今回の省令改正案は妥当と判断いたしまして、諮問のとおり改正することが妥当と結論づけたところでございます。

寄せられました意見や、それに対する考え方につきましては、これは両委員会にかかわることで、少し私の領域を超えているところもありますので、詳細については、総務省からご説明いただくという形をとらせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○根岸部会長　では、お願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、資料88-1に基づいてご説明させていただきます。資料88-1につきましては、表紙の次に、接続委員会からの報告書、その次にユニバーサルサービス委員会からの報告書、その次に答申書（案）をおつけしているところでございます。この答申書（案）の次に、別紙1、別紙2、2つの資料をおつけいたしておりますが、この横長の別紙2に基づきまして今回の省令案に対する意見及びそれに対する考え方についてご説明させていただきます。

まず、1「総論」でございませぬが、意見の1として、省令改正案に賛同、今後も会計制度の見直しを適宜行っていく必要があるという意見がございまして、これにつきましては考え方として、ご指摘のとおり電気通信事業における会計制度の在り方については定期的に見直しを行うことが必要であり、また、随時機動的な見直しを行うことも必要であるとしておられるところでございます。

次に、2「電気通信事業法施行規則の一部改正について」でございませぬ。具体的には、基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握に関するものでございまして、これにつきましては、先ほど東海委員からご報告がございましたとおり、ユニバーサルサービス制度に関するものとしてユニバーサルサービス委員会の委員の方々にご検討いただきまして、諮問のとおり改正することが妥当であると認められるとされているもの

でございます。

具体的な意見といたしましては意見2でございますが、今後、ユニバーサルサービス収支の費目の詳細化等をルール化すべきではないか、また、今回の改正の対象者を適格電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限るべきではないかという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、「本改正は、設備利用部門の経営効率化の検証に資する観点から行うものである。ご指摘の費目の詳細化等についても、当該検証の結果や情報開示の状況も見きわめつつ検討していくことが適当である。なお、電気通信事業法上、第一種指定電気通信設備の設置が適格電気通信事業者の要件ではないことから、今回の省令の対象を第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限定した規定ぶりは適当でないとする」としているところでございます。

次に、3「電気通信事業会計規則の一部改正について」でございます。具体的には、事業会計における販売奨励金の取り扱いの明確化、事業会計における役務区分の見直し、指定電気通信役務損益配賦方法書等における費用配賦プロセスの透明化に関するものでございます。

まず、意見3でございますが、これにつきましては省令の内容に直接関するものではございませんが、モバイルビジネス活性化プランに基づき、今回の省令改正に伴い策定することとされている運用ガイドラインに関するものでございます。この運用ガイドラインの対象範囲を明確にすべきというご意見でございますが、これにつきましては、運用ガイドラインを策定するに当たっては必要に応じご指摘を参考とすることが適当である、といたしております。

次に意見4もガイドラインに関するものでございまして、ガイドラインにおける端末と通信の販売奨励金の分類・会計処理についての定期的な検証に当たっては、会計の専門家を含め行うべき、ということございまして、考え方3に同じ、としております。

次に意見5でございますが、今回の省令改正に伴い、事業者間の接続料水準の格差がさらに拡大することがないよう慎重な検討が必要、という接続料水準に関するご意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、今般の省令改正は、販売奨励金について、通信に係る分とそれ以外の部分等を区分するための考え方を明確にするものであり、接続料や卸電気通信役務の料金の水準等が直接の対象となるものではない、といたしております。

続きまして意見6でございますが、これも運用ガイドラインの内容についてでございます。ガイドラインの策定に当たっては、運用・整理方法が明確になり、各社での判断が一致する内容とするべき、という意見でございまして、考え方3に同じ、としております。

次に、意見7につきましてもガイドラインに関するものでございます。ガイドラインを策定する場合、その範囲や内容について十分に検討し、柔軟性を確保すべき、という意見でございまして、これも考え方3に同じ、といたしております。

次に、意見8でございますが、移動体通信事業者の接続料の適正性の確保については、第二種指定電気通信設備制度が厳格に運用されることで必要十分、という意見でございまして、これにつきましては、ガイドラインの内容及び接続料の水準に関する意見でございますので、考え方3及び考え方5に同じ、としております。

次に、6ページ目をおあげいただけますでしょうか。意見9でございます。指定電気通信役務損益明細表で、今回新設されますF T T Hアクセスサービス区分の営業費の費用の内訳の明確化を行うべき、という意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、指定電気通信役務損益明細表は、市場ごとの収支を明らかにさせることにより、内部相互補助を牽制・抑止し、もって利用者料金算定を適正化することを目的としている、したがって、一義的には市場ごとに利益または損失のいずれが生じているかを検証することが適当であり、必ずしもその費用の内訳の一部を示す必要はないものと考えられる、としております。

次に、7ページ目、意見10でございます。今回新設されるF T T Hの役務区分を用いた会計整理につきましては、経過措置といたしまして2008年度においては省略することができるかとされているところでございますが、これについて、2008年度から会計整理を行うべきではないか、という意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、ご指摘の点については、F T T Hアクセスサービス区分の新設には相当の準備期間が必要であることを勘案したものである、なおN T T東西においては上記準備期間を可能な限り短縮することが望ましく、また、可能であれば2008年度からF T T Hに係る収支を区分した指定電気通信役務明細表の整理を行うことを妨げるものではない、としております。

次に、意見11でございます。現在、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に関する役務別収支の公表がされているところでございますが、諮問させていただきました

省令案におきましては、経過措置としてF T T Hアクセスサービスの役務区分を用いた会計整理が省略される間、現在ある役務別収支が公表されない形となっておりまして、経過措置期間においてはこのような役務別収支の公表は維持すべきではないか、という意見でございます。この意見につきましては、指定電気通信役務損益明細表における現在の開示レベルを落とさないようにするという観点から、合理的なご意見ではないかと考えておりまして、ご指摘を受け諮問させていただきました省令案の修正を図ることが適当ではないかと考えているところでございます。

具体的には、1枚戻っていただきまして縦長の別紙1をごらんいただけますでしょうか。この施行規則等の一部改正する省令案の附則の4項でございますが、新たに附則の4項を設けまして、先ほど申し上げましたとおりF T T Hアクセスサービスの役務区分に基づく会計整理を経過措置として省略する間におきましては、現在の役務別の収支が公表されるようにという修正を図ることが適当ではないかと考えているところでございます。

別紙2、8ページに戻っていただきまして意見12でございます。ひかり電話が指定電気通信役務として指定される場合には、速やかに指定電気通信役務損益明細表の整備がなされるべき、という意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、ひかり電話網及び0 A B ~ J - I P電話で用いられるN T T東西の次世代ネットワークの指定の可否について、現在、情報通信審議会で審議をいただいているところであり、その審議の結果を踏まえ電気通信事業における会計制度の在り方についても必要に応じ検討することが適当である、としております。

次に、意見13でございます。指定電気通信役務損益明細表において、すべての役務ごとに管理部門と利用部門別に収支を分計すべき、という意見でございます。これにつきましては、先ほどの考え方9にありまして、指定電気通信役務損益明細表は、一義的には市場ごとに利益または損失のいずれが生じているかを検証することが適当であり、必ずしも部門別の収支を開示する必要はないものと考えられる、としております。

次に10ページ、意見14でございます。配賦プロセスの作成・提出は、支配的事業者に対する指定電気通信役務損益明細表に限るべき、という意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、基礎的電気通信役務損益明細表は、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき役務の利用者料金の適正な算定に資することを目的として作成されるものである、このような利用者の利

益を保護する観点から、指定電気通信役務損益明細表と同様、配賦の適正性が確保される必要があり、配賦プロセスの作成・提出を求めることが適当である、また、移動電気通信役務損益明細表は禁止行為等規定が適用されるいわゆる市場支配的と考えられる事業者の役務に関する収支を明らかにすることを目的として作成されるものである、としております。

次に、4「第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について」でございます。具体的には接続会計における設備区分の見直し、接続会計整理手順書の位置づけの明確化に関するものでございまして、これは先ほど東海委員からご報告いただきましたとおり、接続ルールに関するものでございますので、接続委員会でご審議いただき、諮問のとおり改正することが適当と認められるとされているものでございます。

意見15でございますが、今後においても設備区分の廃止・統合に係る省令改正を行う際には、今回と同様、その廃止等が与える影響について事前に十分な説明を行う必要がある、という意見でございます。これにつきましては、考え方といたしまして、設備区分の見直しを行うためには、第一種指定電気通信設備接続会計規則の改正が必要となり、当該改正の際には、改正案について意見公募手続を経た上で当審議会で審議することとなることから、総務省においてはこれらの過程において今後も説明責任を果たしていくことが必要になると考えられる、としております。

次に、意見16でございます。今回、接続会計財務諸表において1,000円単位の表示を可能としているところでございますが、これを1円単位の表示とすることが必要ではないか、という意見でございます。これに対する考え方といたしましては、接続料の認可申請資料に添付される網使用料算定根拠、あるいは総務大臣に報告されるNTT東西の財務諸表の金額の表示単位も100万円単位となっている現状を踏まえると、接続会計規則に基づく財務諸表についてのみ1円単位の表示を義務づけることは必ずしも必要とまでは言えないものと考えられる、むしろ、現行の接続会計の金額の表示単位が1円単位であるため、一覧性がそなわれている面もあることを踏まえれば、今回の金額の表示単位を1,000円単位とすることは他の財務諸表等との比較をより容易にするとともに、各算定プロセスの検証容易性を高める効果が期待できることから、妥当なものと考えられる、といたしております。

最後に意見17でございますが「配賦フロー」の内容を規定する記述が省令に含まれないため、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化すべき、という意見でござい

ますが、これにつきましては、考え方といたしまして、「配賦フロー」は、既に接続会計処理手順書に記述されている内容をより詳細に図示するものであることから、改めてガイドライン等を作成し、フロー化すべき内容を明確化する必要は現時点でないものと考え、ただし、NTT東西においては、接続事業者等の検証容易性を留意した上でこれを実施することが必要となる、としております。

2枚戻っていただきまして、答申書(案)をごらんいただけますでしょうか。

答申書(案)の内容でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、考え方11に基づきまして、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、諮問の案を別紙1のとおり修正した上で改正することが適当と認められるとしております。なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、先ほどご説明いたしました別紙2のとおりであるということでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ございませんようでしたら、今、2つの委員会からの報告書がございましたが、それをまとめました答申書、「(案)」がついておりますけれども、そこで本件電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、諮問の案を別紙1のとおり修正した上で改正することは適当であるということで、別紙1についておりまして赤い字で「4」と書いてあるところであります。これは、先ほどのご説明では、意見では、8ページの意見11というところに対応するものですね、そこに考え方、意見11で、F T T Hの役務区分に係る経過措置の適用を受ける間、Bフレッツ収支把握の手がかりとなる摘要欄の役務別収支の公表は維持すべき、これに対応するものとしてこのような修正ということが行われているということでもあります。

で、今、るるご説明ありましたように、提出された意見及びこれに対する審議会の考え方は今ご説明のとおりで審議どおりということで、これを答申ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　　それでは、ありがとうございました。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）について【平成20年1月15日付け諮問第1201号】

○根岸部会長　それでは、続きまして諮問第1201号「東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備にする接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）」について審議いたします。

本件は1月15日開催のこの部会におきまして総務大臣から諮問され、その後、接続委員会において検討いただきました。本件につきましても、接続委員会の主査の東海委員より検討結果のご報告をお願いいたします。

○東海委員　それでは、一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加につきまして、接続委員会の調査審議の結果をご報告させていただきます。資料88-2のまず4ページをお開きいただきたいと思います。

主な変更内容についてでございます。現在、NTT東日本では、一般番号ポータビリティの申し込みの受付につきまして、新規及び廃止をファクス経由または一般番号ポータビリティ受付システム経由のいずれかにより受付を実施しているところでございますけれども、事業者間移転等につきましてはファクス経由のみの申込受付となっているところでございます。

今回、NTT東日本は、事業者間移転等の新規及び廃止以外の申し込みにつきましても、新たにこの申し込み、この受付システム経由での申込受付ができるよう、そのための工事費等を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

以上が概要でございます。本件につきましては、先ほど部会長からお話があったような形でもって意見を招請いたしまして、接続委員会で検討いたしまして整理をいたしました。

2ページに戻っていただきますと、意見及びその考え方について整理させていただいております。

2ページのまず意見1をごらんいただきたいと思います。これは、今回の機能追加は申込受付の選択肢が増えることから望ましい、という意見でございます。また、意見2も賛同の意見でございますが、現行の「ルーティング番号登録工事等受付手数料」等を1件ごとの手数料に変更することは、負担額の予見性確保等の観点から望ましい、とい

うものでございます。

最後に意見3でございますけれども、これは、工事費・手続費を算定する際の「作業時間」は、できる限り透明性のある方法により計測すべき、というご意見でございます。考え方の3で次のようにまとめました。今回の工事費及び手続費の算定につきましては、平成18年2月28日付でこの審議会答申で議論した際に、要望事項をつけたわけでございますが、これはどんなことだったかといいますと、新サービスに係る手続等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について、適時、再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること、といったことではございましたが、これを踏まえまして、NTT東日本は平成18年7月に全支店調査を実施いたしまして再計測したルーティング番号登録工事費等の新たな作業時間を用いて算定したものであるため、これは適当なものだと認められるということをご考慮で示させていただいたわけでございます。

また、当該作業時間につきましては、既に平成18年度の本システムの工事費及び手続費から適用され、また、その他費用の算定根拠について作業時間を明らかにするとともに、NTT東日本開催の事業者説明会、1月22日と伺っておりますが、これを実施する等、透明性の確保に努めているということでございます。

ただし、今後も同答申を踏まえまして作業時間等の見直しを実施する場合には、できる限り透明性に配慮して手続等を見直すことが適当、という考え方を「なお」以下で示させていただいたわけでございます。

以上が本件に寄せられた意見とその考え方でございますが、1ページの報告書1にございますとおり、本件につきましては諮問のとおり認可することが適当であると報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今報告いただきました報告書の内容と同じ内容で、13ページに「答申書(案)」になっておりますけれども、この「(案)」を取りまして、これを「答申書」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加）について【平成20年1月15日付け諮問第1202号】

○根岸部会長　　それでは、続きまして諮問第1202号、NTT東の「第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」、こちらは加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加につきまして審議したいと思います。本件も1月15日開催のこの部会におきまして総務大臣から諮問され、その後、接続委員会において検討いただきましたので、接続委員会の主査である東海委員よりその検討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海委員　　それでは、同じような接続の接続約款に関する審議でございますが、加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加につきまして接続委員会で調査審議した結果をご報告させていただきたいと思っております。資料88-3の7ページ、1ページだけ主な変更内容が記載されておりますが、ごらんいただきたいと思います。

現在、NTT東日本では、加入光ファイバの開通工事等の実施につきましては、事前にその実施日と実施時間帯を、「午前」「午後1」、これは13時から15時でございますが、それから「午後2」という14時から16時のいずれかで予約することが運用上できることとなっております。その場合の開通工事等の開始時間につきましては、目安となる実施時間帯をその前日に個別に連絡調整の上、開通工事等を実施しているものでございます。

今回、こうした運用上行っている一般的な予約メニューに加えまして、法人ユーザからの要望を踏まえまして、事前14日前までに開通工事等の開始時間を指定し、指定された時刻に到着して開通工事等を実施できる特別な予約メニューを新たに追加するための手続費を設定するということから接続約款の変更を行うものでございます。

以上が概要でございます。本件につきましても、先ほど部会長からお話があったような手続で意見が招請され、接続委員会を開催して議論したところでございます。

2ページに戻っていただきますと、そこに寄せられた意見及びその考え方につきまして整理させていただいておりますので、かいつまんでご紹介させていただきたいと思

ます。

まず、意見1でございますけれども、これは、現行の一般予約メニューについても、施工スケジュール確定を早期に完了することにより「実施時間——これは目安ですが——や、作業者情報の早期確定」という法人ユーザの要望に対応できるよう運用の改善を図るべき、という意見が寄せられたものでございますが、これについては考え方の1をごらんいただきたいと思っております。本件接続工事等の時刻指定手続——以下「特別予約メニュー」というわけですが、これにつきましては、接続事業者等が指定した時刻に接続工事等の実施を可能とするため、工事稼動調整等に必要な期間を考慮して申し込みの期限を接続工事等の日の2週間前としており、開通納期は最短でも申込期限の2週間後とならざるを得なくなってしまうと見られます。他方で、現行の一般予約メニューは、元来は接続事業者等からの開通納期の短縮化の要望にこたえとともに、効率的に接続工事等を行うために運用されてきたものでございます。しかしながら、現行の一般予約メニューの運用を特別予約メニューと同等の運用を図るためには、接続工事等の工事稼動調整及び実施時間帯の調整等のため、特別予約メニューと同程度の申込期限の前倒し化と開通納期の延長という形が必要となるほか、また、接続工事等の効率的な運用に影響が及ぶ可能性があるものと判断いたしました。このため、意見にございますように一般予約メニューの運用の改善に関し、より適切かつ効率的な運用方法があれば接続事業者等がこれをNTT東日本に提案・協議し、NTT東日本において必要に応じて運用の改善を行うことが適当、という考え方を示させていただきました。

次に、3ページの意見2でございますが、これは、新メニューの追加により現行の一般予約メニューのサービスレベルが低下しないようにすべき、というご意見でございます。考え方の2で整理いたしました。今回の特別予約メニューは、接続事業者等のオプションとして予約メニューの充実化を図るために追加するものでございまして、現行の一般予約メニューのサービスレベルを低下させるものではないわけでありまして、ただし、今回の特別予約メニューの追加によりまして、現行の一般予約メニューのサービスレベルの低下を招かないよう、従来どおり運用の維持向上に努めることは当然だという考え方をなお書きに示させていただいたわけでありまして。

4ページの意見3をごらんいただきたいと思っております。これは、ユーザ要望による柔軟な指定時刻の変更等の対応や到着時刻を厳守できなかった場合の違約金の支払いなど、有償予約メニュー独自のサービス基準を設けることが必要、との意見が寄せられたもの

でございます。考え方の3をごらんいただきたいと思いますが、意見にありますユーザ要望による柔軟な指定時刻の変更等の対応についてでございますが、今回の特別予約メニューは法人ユーザからの要望を踏まえて追加されるものであり、今後、さらなるサービスメニューの充実のための要望・提案があれば、NTT東日本において検討し、可能な限り柔軟な対応措置を図ることが望まれます。他方で意見にあります違約金の支払いのサービス基準の必要性等につきましては、今回の特別予約メニューは指定された時刻に接続工事等を行う場所に到着した場合に手続きの支払い義務が発生するものでございます。さらに、指定された時刻に到着した場合であっても、NTT東日本の責めに帰すべき事由により接続工事等が完了しなかった場合には手続きの支払いを要しないものとしておりますので、加算的なさらに違約金の支払い等のサービス基準を設けることは必要はないのではないか、という考え方を示させていただいたわけでございます。

同じページの意見4でございます。新メニューの運用条件を柔軟化するとともに、手続きの低廉化のための作業時間や効率化を検証し、手続きの見直しを行うことが必要、というご意見でございます。考え方の4で整理いたしました。意見にあります新メニューの運用条件の柔軟化についてでございますけれども、これは考え方の3において示しましたとおり、今後、さらなるサービスメニューの充実のための要望提案があれば、NTT東日本において検討し、可能な限り柔軟な対応措置を図ることが望まれるわけであり、他方、後段の手続きの見直しの意見に対しましては、特別予約メニューの手続きに係る作業時間につきまして、今後の運用実績を踏まえて適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要と認められる場合には接続料の再計算時における手続きの見直しに反映することが適当、との考え方を示させていただきました。この点の考え方につきましては、後ほど報告書でご説明させていただきたいと思っております。

最後に5ページの意見でございます。これは、今後、時刻指定手続をBフレッツのユーザ向けメニューとして提供する場合には、本申請における手続きと同等性が確保されるべき、という意見が寄せられたものでございます。これにつきましては考え方の5でございますが、今回の特別予約メニューにつきましては、同等性の観点からNTT東日本の利用部門も含む接続事業者に対して等しく適用することは当然のこととございまして、その考え方を示させていただいたわけでございます。

以上が本件に寄せられた意見と、その考え方でございますが、1ページに戻っていただきまして、報告書の1にございまして、基本的には本件につきましては諮問のと

おり認可することが適当であるとの報告をさせていただくものでございます。また、2  
にございますとおり、特別予約メニューの手続費の見直しに関しまして、特別予約メ  
ニューの運用開始後、より適切な手続費算定のため考え方を踏まえまして要望事項を1つ  
加えさせていただきました。総務省においては、NTT東日本に対し、今回追加される  
接続工事等の時刻指定手続の手続費に係る作業時間について、運用実績を踏まえ適時再  
計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要と認められる場合には、  
接続料の再計算時における手続費の見直しに反映することを要請すること、という要望  
事項をつけさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは、今の報告書と同じ内容ではありますが、10ページに「答申書（案）」と  
いうものがありまして、その「(案)」を取らせていただきまして、これの内容で答申し  
たいと思います。どうもありがとうございました。

#### 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関  
する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改  
定）について【諮問第1205号】

○根岸部会長　　それでは、次は諮問事項であります。諮問第1205号、NTT東西の  
「第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく  
平成20年度の接続料等の改定）」につきまして審議したいと思います。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　　それでは、資料88-4につきましてご説明いたします。  
1ページをお開きください。

申請概要でございますが、申請者はNTT東西でございます。申請年月日は平成20  
年2月25日ということで、実施予定期日は、認可後、平成20年4月1日から実施予  
定でございます。

概要でございますが、接続料規則の一部を改正する省令と接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が2月8日付で公布及び一部施行されたことを受けまして、NTT東西の接続約款につきまして所要の変更を行うものでございます。

具体的には、LRICによります接続料につきまして、新しい4次モデルを用いまして算定されました20年度の接続料の規定等を変更するものでございます。あわせて、先月の1月の答申を踏まえまして、PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料の算定について、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することのないように減算措置を行うというものでございます。

では、まず初めに、LRICに基づきます20年度接続料につきましてご説明申し上げます。

PHS基地局回線機能、加入者交換機能等の接続料につきましては、4次モデルを用いまして20年度の接続料が算定されてございます。具体的には後ろのほう、9ページから11ページに改定額がございまして、

1ページに戻っていただきまして、そのうちのGC接続等につきましてご紹介申し上げたいと思います。

GC接続につきまして、3分当たりの20年度の接続料は4.53円ということで、19年度に比べまして0.16円の減少、率としまして3.4%の減少となっております。IC接続につきましては6.41円ということで、19年度に比べまして0.14円の減少、率としまして2.1%の減少になってございます。

2ページをお開きください。

算定根拠でございます。接続料の算定は、LRICによります接続料原価を分子としまして通信料を分母に算定されますけれども、その分母についてでございます。通信量に何をを使うかでございますが、それにつきましては、昨年9月の答申によりまして従来どおりとされておりまして、20年度につきましては、(1)にございますように平成19年度下期プラス20年度上期の予測通信料を用いることになってございます。

その算定方法でございますが、その下の枠囲いがございますように18年度の下期プラス19年度上期の実績通信量に1プラス対前年同期予測増減率を掛け合わせまして算定されてございます。

その算定結果が下の表でございます。全体としまして、引き続き減少傾向が見取れるという状況かと思っております。

続きまして3ページでございます。NTSコスト及びき線点RT-GC間伝送路コストの加算についてでございます。

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定におきまして利用者負担の抑制を図る観点から、19年度から当分の措置としまして全国平均プラス標準偏差の2倍を超える額に補てん対象を変更したことに伴いまして、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては実質的に補てん対象外になってございます。この結果、NTT東西のみが同費用を負担することになるために、昨年9月の答申におきまして各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することが適当とされているところでございます。

具体的な方法は、③の下の1)から3)まででございますように、まず1点目としまして、接続料原価に算入するき線点RT-GC間伝送路費用につきましては、実態に即した必要最小限のものに限定するため、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路コストに限ることにしてございます。2点目としまして、激変緩和措置としまして、20年度以降、毎年度20%ずつ段階的に行うこと、3点目としまして、き線点RT-GC間伝送路費用以外のNTSコストにつきましては従来どおりとすることとされてございます。

③の本文に戻りまして、以上を踏まえまして、先般、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正を行いまして、20年度につきましては、その規定に基づきまして具体的には、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては5分の2を、それ以外のNTSコストにつきましては5分の1を加算するものでございます。

具体的な計算は、次のページの4ページの表をごらんください。

まず、全体の原価から、中ほどにございますNTSコスト258,954を控除いたしまして、その額にNTSコストを加算していきますが、まず、き線点RT-GC間伝送路コストにつきましては、①の値に5分の2を掛け合わせまして、③にございますように26,799を足し合わせます。それ以外のNTSコストにつきましては、②の値に5分の1を掛け合わせまして、具体的には④にございますように39,843を足し合わせます。その結果、加算後としましては、一番右にございますように、325,596という原価が算定されてございます。

続きまして6番になりますが、PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算及びき線点RT-GC間伝送路費用の控除でございます。

そのうち、まずNTSコストの加算措置でございますけれども、PHS基地局回線機能の接続料は、基本料と同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていますことから、本来、NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものにつきましては、当該機能の接続料原価に加算されるべきものでございます。

しかしながら、16年10月の答申におきまして、PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることとなるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備（OCU）について16年度から既に個別負担すること等を考慮して、初めの数年間は追加的なNTSコストを算入しないようという考え方が示されてございます。

これを踏まえまして、17年度、18年度につきましては、NTSコストを加算しておりませんが、19年度からは段階的に加算してございます。具体的には、次の5ページのグラフをごらんください。

このグラフの中の赤い階段が加算イメージでございます。17年度、18年度がOCU相当分、19年度からは残り70%につきまして3分の1ずつ加算してございます。この方法につきましては、従来の方法ですと、緑の点線のような形になるんですが、その場合と比べまして負担額の総額がほぼ同じということで、赤い階段のほうで加算することとしてございます。

5ページの上の④でございますけれども、19年度の加算措置につきましては、接続料規則の規定によらない算定方法としまして、特別許可によりまして加算措置を実施したところでございます。

今般の20年度についてでございますけれども、加算措置の透明性を確保するとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置につきましては、既に接続料規則に規定されていることとの平仄をとるために、先般、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正を行いまして、規定に基づきまして残余のNTSコストを加算することにしたものでございます。

続きまして下の（2）PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置についてでございます。

そのうちの、まずPHS基地局回線機能に係る減算措置でございます。1月の答申におきまして、「今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公

衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある」という考え方が示されたところでございます。

これを踏まえまして、NTT東西に対しまして、これから申し上げますような要請を行ったところでございます。PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについて、適正額を超える算入がないように接続約款の変更の認可の申請を行うこと、それから、公衆電話機能につきましては、同じく適正額を超えないよう算定を行いまして、補正申請を速やかに行うこと、という要請でございます。

以上の要請を踏まえまして、NTT東西から、まずPHS基地局回線機能に係るものにつきましては、接続料規則の規定によらない算定方法としまして、特別許可を求める申請がなされております。中身としましては、加入者交換機能の接続料原価にき線点RT-GC間伝送路費用のうちの20年度は5分の1を算入するため、20年度のPHS基地局回線機能に係る接続料の算定に際しまして、それと同額の分の減算措置を行うというものでございます。

その減算措置のイメージは、6ページの下グラフにございます。右上のグラフのピンクのところ加入者交換機能に20年度から加算されますき線点RT-GC間伝送路費用でございます、この部分が二重取りにならないよう、その右下にございますPHS基地局回線機能から同じボリュームを減算措置するものでございます。

7ページをお開きください。

以上を整理しますと、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては、その3分の2の額から5分の1を減算したものを加算しまして、それ以外のNTSコストにつきましては3分の2を加算してございます。具体的には、その下の表になってございまして、例えばNTT東日本の接続料は1,669円ということで、これは、その下の黄色の部分にございます減算措置対象のコスト見合い26円を減算して出された数字となっております。

続きまして公衆電話機能に係る減算措置でございます。

①にありますように、PHS基地局回線機能の扱いと同様に、5分の1を減算処理する特別許可の申請がなされてございます。あわせて、②にございますように20年度の公衆電話機能の接続料につきましては、既にNTT東西から実際費用方式に基づきます

接続約款の変更の認可の申請もなされてございますので、それにつきましての補正申請がされているところでございます。次のページ、8ページの上のほうに同じく減算イメージが載ってございます。

以上を整理いたしますと、公衆電話機能の場合につきましては、き線点RT-GC間伝送路費用については、その5分の4の額から5分の1を減算したものを加算しまして、それ以外は5分の4を加算するものでございます。その算定結果は、その下の表にございますように、例えば公衆電話発信機能のNTT東日本につきましては100.03円ということで、その下にございます減算対象の0.40円を減じて計算されているものでございます。

以上が申請の概要でございます。

続きまして審査結果についてご報告申し上げます。12ページをお開きください。

3点が該当しますが、まず1点目、2番目の審査事項でございます。接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていることについてですが、審査結果は適ということで、加入者交換機能等、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていると判断してございます。

2番目の項目が13ページの16番でございます。接続料が接続料規則に定められた方法により算定された原価に照らして公正妥当なものであることでございます。それについても審査結果は適と判断してございまして、料金表に定める接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定にする総務大臣が通知する手順により整理され、かつ、同規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものと確認された。したがって、今般の申請内容は、接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。なお、ということで、先ほど申し上げましたとおり、一部につきましては接続料規則の規定によらない原価算定を行うことについて申請が行われているところでございます。

3点目が、18番でございます。14ページをお開きください。特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いをするものではないことですが、こちらにつきましても、審査結果は適ということで、本件申請において、特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められないということで判断してございます。

以上が説明でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。平成20年度のLRICモデルに基づく接続

料の改定につきまして申請があったということで、それにつきまして概要と審査結果についてご報告がございました。

それでは、何かご質問、ご意見がありましたら。これは諮問事項ということになりますけれども。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、「接続に関する議事手続規則」の規定に従いまして諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等で掲載して広く意見の募集を行うことにいたします。

本件は、平成20年度当初から適用することが各接続事業者等の利益につながると考えられますので、意見招請は1回といたしまして、招請期間は3月21日までの3週間としたいと思います。

また、本件につきましては、接続委員会で検討いただくということでございますので、よろしければ、そのように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長 ありがとうございます。では、接続委員会でまたよろしく願いいたします。

#### 報告事項

競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）について

○根岸部会長 それでは、次に報告事項ということで、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）」につきまして、総務省から報告をお願いいたします。

○谷脇事業政策課長 それでは、資料88-5に基づきましてご報告させていただきたいと思います。表紙にございますように「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）について」ということでございます。

表紙をおめくりいただきましてパワーポイントの資料が出てまいります。その表紙をさらにおめくりいただきまして「競争セーフガード制度の概要」が出てまいります。そちらをまずごらんいただきたいと存じます。

この競争セーフガード制度につきましては、今年度2007年度から総務省において実施しているものでございます。その趣旨でございますけれども、真ん中の一番上にごございますように、今、市場環境が従来の電話網からIP網へと変わっている、あるいは、

市場の統合化がどんどん進展しているという中で、NTTグループに関しましては、現在、公正競争を確保する観点から、その左側でございますように過去NTT本体からドコモを分離した際、あるいはNTTを再編成した際に、公正競争を確保するための各種要件がつけられているところでございます。また、ご案内のとおり、電気通信事業法に基づきますドミナント規制が適用されておりまして、その中では、いわゆる不当な差別的取扱いの禁止等の規制が適用されているわけでございます。

こういった、いわゆる競争セーフガード措置につきまして、市場の環境が変化していく中で、現行の公正競争要件が適正に機能しているのかどうか、また、遵守されているのかどうかについて定期的にこれをチェックする、検証することを目的といたしまして今年度から競争セーフガード制度というものを整備し、その運用を開始したところでございます。

これまでの経緯でございますけれども、その下にございますように、昨年4月にこの競争セーフガード制度検証の仕組みにつきまして基本的な方針をガイドラインとして策定し、公表させていただいております。これを踏まえまして今年度から、昨年の夏でございましたけれども、まずこういった公正競争要件が遵守されているのかどうかという点について関係各方面からの1カ月にわたるパブリックコメントを実施いたしました。また、この出てまいりましたご意見を公表し、それに対するリプライコメントを3週間にわたり招請したところでございます。

この二度にわたるパブリックコメントを踏まえまして、昨年12月から今年1月にかけて検証結果（案）をとりまとめ、本年1月にこれを公表し、再度意見募集を実施いたしまして、つい先般、2月18日にその検証結果を公表し、かつ、同日、NTT東西に対しまして総務省から行政指導を行ったというようなところでございます。

ページを打っていないくてまことに恐縮でございますが、もう1枚飛んでいただきましてパワーポイント版の最後のページでございますけれども、「新競争促進プログラム2010（抜粋）」と書いてある部分がございますので、そちらをごらんいただければと思います。

新競争促進プログラム2010につきましては、一昨年、2006年9月に策定し、昨年10月に改定しております。その中で、今、概要をご説明いたしました競争セーフガード制度の運用について書かせていただいております。

今お話し申し上げましたように、IP網へのネットワーク構造の変化だとか、市場統

合の進展等の中で、従来の公正競争要件についてこれを検証するということでございます。その中で、なお書きでございますように、この競争セーフガード制度に係る検証結果については、本審議会に報告させていただくというお約束をしているわけでございます。

恐縮ですが、1枚お戻りいただきまして、つい先般、2月18日に公表させていただきました今年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果でございます。

大きく2つの柱に分かれておりまして、まず1つ目が指定電気通信設備に係る検証結果でございます。これは23項目を検証いたしました。例えば地域IP網等に係る指定の要否という点が1つ問題提起されましたが、この点につきましては、現在、本審議会においてNGNに係る接続ルールとして審議いただいているというところでございます。

今回、行政指導の対象となりましたのは、その下、禁止行為規制等に係る検証結果でございます。これは62項目を検証した上で、この4項目について、今般、行政指導の対象にしたということでございます。

まず1つ目が、NTT東西において接続の業務に関して得た情報を、自社、NTT東西の光のサービスの営業・勧誘に使う懸念ということございまして、この点につきましては、情報の目的外利用の防止等について周知・徹底を改めてNTT東西に対して要請させていただいたという中身でございます。

また、2つ目といたしまして、NTT東西が作成する営業ツール、あるいはNTT東西の県域等子会社の営業活動において、NTTコミュニケーションズが提供しておりますOCNを優先的に取り扱っている懸念というものがございました。これにつきましては、右にございますようにNTT東西あるいはその子会社の営業活動におきましてOCNとその他のプロバイダーの取り扱いについて実質的に同等な扱いを確保していただくということで改めて周知・徹底を要請したところでございます。

この県域等子会社でございますが、下に注を打っておりますが、都道府県域ごとに設立されておりますNTT東西の100%子会社でございます。NTT東につきましては21社、NTT西については16社ということございまして、NTT東西からの業務委託を受けまして営業活動等を行っている、そういった会社でございます。

次に、3点目といたしまして、この子会社においてNTTドコモ商品を販売しているという点についてでございます。したがって、この子会社におきましては、NTT

東西から受託したBフレッツ、それからNTTドコモの商品、これをそれぞれ受託して販売しているということでございます。この点につきましては、NTT東西、NTTドコモ、それぞれからの受託業務について情報の目的外利用の防止など子会社への周知・徹底を図るよう改めて要請したところでございます。

最後に4点目でございますけれども、今申し上げました子会社の役員とNTT東西の役員等を兼務しているという点につきまして、NTT東西とこの子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視していくということでございます。なお、行政指導におきましては、この役員兼任の実態が必ずしも明確ではないことから、NTT東西に対しまして改めてそのご報告を求めたところでございます。

この行政指導につきましては、年度内に措置状況を私ども総務省に対していただくようお願いさせていただいたということでございます。

以上が、今回行いました2007年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果の概要でございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。2007年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果について説明いただきました。

今の説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

○東海委員　現在の電気通信事業を取り巻く環境の認識やら、あるいは、いろいろな実態というものをしっかり見きわめてこの競争セーフガード制度をおつくりになられて、それをこういう形で運用されていることについては、まことに私は適切な流れだろうと思います。

ですから、全体的には、こういうことをしっかりと促進していただくことは当たり前のことだと思っておりますが、一、二、少しこの問題に関係あるかどうかということについて教えておいていただきたいと思うことは、まず第1点は、この七、八年でしょうか、もう10年近くなるわけですがけれども、基本的に会計制度が、会計基準が変わって連結会計になって、企業というのは、グループ経営をしていくのは当然だというような考え方が定着しているわけですね、ビジネスの世界では。

そういうような流れの中で、例えば今ご報告の中にあつたNTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているというおそれというような表現と、そのビジネスの

一般的な考え方、グループ経営、これはNTT東とNTT西と子会社という関係もありますが、実はNTTグループ全体もグループ経営を促進するという、NTTでなければこのようなドミナント企業性というようなものの中で論ずるものでなければ、これは、経営そのものはグループ経営をしていくというのは当たり前のことであると私は認識しておりますので、そういう観点ということが1つと、もう一つは、日本のこういう情報通信産業、電気通信事業というものの国際競争力を向上させるという視点、こういう視点というものと、この2点との関係をこういう競争セーフガード制度そのものはいんですが、それを全体をどういうふうにして私たちは頭の中で整理をしていくべきか、あるいは、行政としては違った観点でこの問題についてはこういう部署で議論しているのだということならば、その点を教えていただきたいと思ひますし、こういう問題を議論するときには、今、グループ経営の問題やら国際競争力の向上と、日本にとっては大変大事な問題だろうと思ひますが、その点については、どういう姿勢というか、視点というか、そういうものを我々は理解しておくべきかということ、現状において何かあれば少しコメントいただければありがたいと思ひます。

○根岸部会長　ありがとうございます。非常に基本的な問題だと思ひますけれども、もし総務省のほうで今の段階で何かお答え、コメントいただくことがありましたら、どうぞお願いします。

○谷脇事業政策課長　今回の競争セーフガード制度でございますけれども、基本的には市場のモニタリングをきちんとやっていくという観点で定期的にこれからやっていく、毎年度これはやっていくということで考えているわけでございます。

今ご指摘がございました、いわゆるグループ経営の流れという中で、私どもとしては、あくまで今回の競争セーフガード制度は、今ある競争ルールが適切かつ有効に機能しているかどうかを見るわけでございますけれども、もちろん、例えば今のドミナント規制の在り方ひとつとりましても、今のこういったグループ経営の流れ、あるいは市場の統合の中で今の仕組みが120%ベストというわけではないだろうと。そういった意味では、適時適切な見直しをしていく必要があるだろうといったような問題意識を持っております。そういった意味では、ドミナント規制の在り方についても、見直しというものは不可欠であろうと考えております。また、国際競争力向上の視点も非常に重要でございます。

その中で、NTTグループの在り方をどう考えていくのかということでございますけ

れども、基本的には私どもは電気通信市場、ブロードバンド市場の競争促進を図るための公正競争確保ということを考えているわけでございますけれども、NTTグループの組織問題そのものにつきましては、ご案内のとおり政府・与党合意がございまして、2010年の時点で検討を行うことになっておりますので、組織問題とは切り離して考えることが前提条件であると考えているところでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。どうぞ。

○東海委員　こういう問題を整理するとき、部分的に過去のいろいろな、例えばNTT再編問題であるとか何とかと、そういう流れを引き出してきて整理することは、当然、必要なんです。必要なんですけれども、実はそのときには、今申し上げたような環境がまだ整備されていなかったということとあわせて考えると、両方見合わせながらそういった規制政策、あるいは規制でなく規制緩和政策かもしれませんけれども、そういったものに対する整理を全体を見渡してやっていただくことを期待しているところでございます。

○根岸部会長　今のは、ご意見としてお伺いしてよろしいですか。

○東海委員　結構です。

○根岸部会長　非常に根本的な問題ということでありまして、今、総務省からのご説明がありましたように、その問題について、もちろん今現在検討の対象になっているということであり、しかし、これは基本的に今現在のルールのもとで競争評価をやっている、そういうことでありました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議はこれで終わりですが、委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたらお願いします。どうぞ。

○長田委員　1つ意見というか、要望を申し上げさせていただきたいと思います。

昨日から新聞報道で、NTTがやっていらっしゃる新番号案内の接続サービスの料金、番号案内料とは別に接続手数料と通話料がかかるということなどの説明が不十分だということで、公正取引委員会が景品表示法違反の疑いで調査をしているという報道がされています。この件は、先ほどちょっと調べていただきましたら、平成18年7月に諮問され、9月に答申をこの部会で行った。それは私もよく記憶がございまして、その際に、追加料金が出ることはもう明示されておりました。そうであるのであれば利用者に十分に説明をしていただきたいと申し上げた記憶があります。そのときには、そうしますと

いうこともおっしゃったと思います。

実際に、その答申から10カ月後ぐらいにサービスが開始されたようです。私自身もそのことをきちんと自分でもチェックをすとか、検証するということをしていなかったことは非常に反省はしているんですけども、総務省におかれましては、新しいサービスを始めるとき、特にこういう追加料金が発生して誤解を受けやすいもの、もともとそれは想定されていたわけですので、そういう際には、そういう事業者の皆さんがどういう説明をしようとしているのか、どういうシステムでそれを行おうとしてどういう文言でしようとしているのかという具体的などころまでやはり一度チェックをしていただく必要があるのではないかと。特に、直接もう消費者とNTTという関係でのこれは料金が発生することなものですから、今、政府でも、消費者重視というようなことでいろいろ方針も出されておりますけれども、ぜひ総務省としても丁寧さというのでしょうか、実際のサービスの提供が始まったところまで注視しておいていただきたいということと、それから、各事業者の皆さんにもぜひとにかく消費者によくわかる説明ができていないかを自分でもそれは評価していただいて、実際にわかりやすい説明がされるような、そういう努力をサービスの開始のときからしていただきたいと思います。記事によりますと、10月に総務省からの指導があって、何か対策はされたということで書かれていますが、やはり3カ月間、非常に不十分なそういうサービス提供がされていたことに関しては、とても残念に思うということをお願いしたいと思います。

○根岸部会長　何か。はい、どうぞ。

○古市料金サービス課長　ただいまのご指摘に関してでございますけれども、報道の内容にありますような公正取引委員会による調査について、総務省としては承知していないところでございますけれども、ご指摘もございました番号案内接続サービス、つまり番号案内をしてそのまま接続をするいわゆるダイヤル104サービスでございますけれども、これにつきましては、まさに今ご指摘のありましたとおり、この機能の導入に当たって18年9月に情報通信審議会の答申をいただきまして、それを踏まえて平成18年10月に総務省からNTT東西に対して行政指導をしているということでございます。

具体的には、番号案内接続サービスを利用するに当たっては、利用者の方々が番号案内サービスの料金に加えてサービスの利用料金が必要であるということなどを適切な方法で周知してくださいということをNTT東西に求めたところでもございまして、NTT東西においても、例えばホームページへの掲載でありますとか、報道発表、それからハ

ローインフォメーションへの掲載等、周知に努めてきていると承知をいたしております。

ただ、ただいまご指摘がございましたとおり、利用者の方々にきちっとわかっていた  
だくことが大事であると思っております。総務省といたしましては引き続き行政指導  
の遵守状況等も注視するというのと、やはり今後必要に応じて行政指導の内容を再度  
徹底していきたいと考えているところでございます。

○根岸部会長　　どうぞ。

○高橋委員　　今回、新聞報道によれば苦情が1カ月で100件近くあったと、このよう  
になっているわけですが、金融サービスですと、こういうものに関しては、事業者から  
の苦情件数とか内容を当局に届け出させているんですね。総務省はこの手のものに関  
してはそういうふうな措置はとっておられないのでしょうか。

○古市料金サービス課長　　事業者から直接苦情の件数を定期的にとるという形はとって  
おりませんけれども、ただ、総務省におきましても、電気通信消費者相談センターにお  
いて一般の利用者の方々からさまざまなご意見であるとか苦情を受け付ける仕組みをと  
っております。それを踏まえて適切に消費者行政を含めて対応していきたいと考えて  
いるところでございます。

○高橋委員　　やはり、場合によってはこういうトラブルに関しては、苦情に関して事業  
者に報告させるぐらいのことをしていただかないと消費者保護にならないかなと今回は  
感じました。

○根岸部会長　　今のは金融庁ですか。

○高橋委員　　金融庁、そうですね。

○根岸部会長　　金融庁による、それはどういう——苦情というのも、いろいろなレベル  
があり、内容もあると思うのですが、どういう仕組みになって。

○高橋委員　　苦情とか紛争とかの定義に沿って、それぞれ各社が届けるという。

○安田委員　　苦情というよりも事故ですね。言った言わないとか、そう思っていた商品  
じゃなかったとか、そういうものの行き違いがあった場合に、必ず報告すると。自主規  
制団体と、それから当局に報告する仕組みがあります。サービスが悪かったとか、そう  
いうことではないですよ。だから、思っていなかった代金がかかったという場合には、  
これには当たるのかなと思いますけれども。

○高橋委員　　そうですね。

○谷脇事業政策課長　　やはり、このブロードバンドあるいは電気通信のサービスという

のは、非常にだんだん複雑化してきているという部分がございます。そういった意味では、各事業者さんにおかれる説明責任というものが従来よりも非常に重要になってきているということ、それから、消費者の皆さんから提起されるいろいろな問題というものをどうくみ上げていくのかということが非常に重要になってきていると考えております。

そういった意味で、本審議会はもとより、私どもにおきましても、この消費者保護の観点から別途検討の場をできれば年度内につくって本格的な検討もしてまいりたいと思っておりますので、またそちらの検討の状況、あるいは結果につきましても、本審議会にご報告してまいりたいと考えているところでございます。

○根岸部会長　どうぞ。

○辻委員　先ほどの、競争セーフガード制度の検証結果ですが、これは公表となっておりますので、委員にはこの資料の全体版を配布していただけますでしょうか。

○谷脇事業政策課長　今ごらんいただきましたパワーポイントの後ろに「参考」ということで今回の競争セーフガード制度の検証結果そのものをおつけしております。ただ、この中で、それぞれのご意見が意見幾つということでメンションされている部分は省略させていただいておりますので、これは現在、総務省のホームページでも公表しておりますが、別途お送りさせていただきたいと考えております。また、行政指導文書の中身につきましても、あわせて同日報道発表し、総務省のホームページにも掲載しているところでございます。すなわち、すべて公開しているということでございます。

○長田委員　今、競争セーフガード制度の話も出たのですけれども、この中でOCNの抱き合わせの販売と申しますか、光との抱き合わせの話、これは実際、消費者センターなどの相談にも、具体的に多分、出てきているのではないかと思うんですね。

と申しますのは、パソコンを買って光に入ると割引というので、契約をしたところ、OCNが漏れなくというか、OCNが条件だったと。で、OCNを外すのに、みんな普通の一般ユーザですので、どうすればいいか、それをはずしたらあの割引はなくなってしまうのかというトラブルは、実際、現実に聞いておりますので、総務省にある消費者相談センターなどにもそういう相談があるのかどうかわかりませんが、相談の内容等も、ぜひこちらの政策、競争政策のところにもぜひ生かしていただく仕組みをつくっていただきたい。今もやっていらっしゃるのかもしれませんが、こういうふうに期日を決めた、いろいろな事業者さんからの申し入れだけではなくて、実際に相談の現場でどういう苦情が来ているのかというのもまた調べていただくのも、P I O-N E Tなど

も総務省でも多分ごらんになれるようになると思いますので、それもぜひやっていただきたいと思っております。

○根岸部会長　　どうぞ。

○谷協事業政策課長　　非常に、まさにそのとおりで思っております、私どもとしても、そういった消費者の方からいただくいろいろな情報も政策にきちんと反映させていくという方向でこれからもさらに見直しを進めていきたいと考えております。

○根岸部会長　　今お話がありましたけれども、そういう情報がいろいろなところに行く。それがばらばらであれば、まあ今のような問題が起こるので、統一的にと、そういう話もありますよね。

それから、ちょっとこれは先ほど東海先生がおっしゃったことにも関連するんですけども、そして今、番号案内とも関係する、なかなかそれをどういうふうに考えるかはすぐには難しいんですけども、一方では、1つのグループなんだけれども、しかし、グループの中でそれぞれ独立した競争をせよと、こういうことを一方でももちろん言っているわけですよ。しかし、他方で、多分、番号案内のケースも多分そういうふうにならなくて聞いておりますが、ある種これはグループでそのサービスをやっているというか、つまり、多分、NTT東西が全部一事業者で完結してやっているのではなくて、例えば子会社に業務委託したり何かしている、そういうふうなこともあるわけですよ。そういう場合には、しかし、一体として考えろということに多分なるんでしょうね。ですから、一体として考えなければならない。つまり、例えばNTT東西としてはちゃんとやっていたが、グループとしてちょっといろいろ若干逸脱があったとかそういうようなこともあるわけですよ。

そういうグループというものをどう考えるかというのは、これはもちろんこの電気通信に関して言えば非常に最も重要な問題で、しかし、非常にもっと難しい問題であるということでありまして、両面が多分あると思うんですよ。グループなんだけれども、でも、それぞれ競争しなさいと一方では言っているわけだし、しかし、他方では、やはりグループとしてやっていることについて何かの責任を問われる、そういうこともあるというようなことで、それをどういうふうに考えるか、あるいは仕分けするかとか、そういう問題があるのではないかと、ちょっと個人的には思いました。余計なことで申しわけありません。

ほかに、この今日のテーマとは関係なくても、この審議会に関係のあることでありま

したら、どうぞ。よろしいですか。

## 閉 会

○根岸部会長　それでは、本日の部会は終了したいと思います。

　　次回の日程については、決まっておりますか。

○渡邊総務課長補佐　まだ確定しておりませんので、別途ご連絡を差し上げます。

○根岸部会長　わかりました。

　　それでは、どうもありがとうございました。